

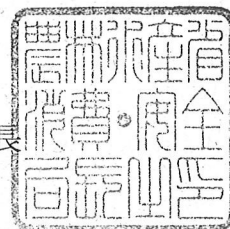
27消安第3609号

平成27年10月1日

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」の一部改正について

今般、組織再編により地方農政局の地域センターが廃止されたことから、地方農政局において牛の部位を扱う原料収集先への同行調査を行うこととし、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、通知します。